

生命保険・損害保険の一時金 申告忘れていませんか？

保険契約等の一時金のご案内

支払金額	5,100,000円
保険金額	5,000,000円
配当金額	100,000円
既払込保険料	3,000,000円

保険会社から通知が届いたら
確定申告のご準備を！

申告が必要かもしれません！

- 満期保険金を受け取った場合
 - 解約返戻金を受け取った場合
 - 死亡保険金を受け取った場合
- など

生命保険・損害保険会社から、満期金や一時金等を受け取られた場合、**一時所得**として確定申告が必要になる場合があります。

<一時所得の計算>

$$\text{収入金額} \quad (\text{満期一時金等}) - \text{支出した金額} \quad (\text{払込済保険料等}) - \text{特別控除} \quad (50\text{万円}) = \text{一時所得の} \quad \text{金額}^{\ast}$$

<計算例>

※ 他の一時所得の金額等を加算した合計から1/2した金額が課税対象

保険金額等（収入）510万円、既払保険料（費用）300万円で他に一時所得がない場合

$$\begin{aligned}\text{一時所得の金額} &: 510\text{万円} - 300\text{万円} - 50\text{万円} = 160\text{万円} \\ \text{課税の対象となる金額} &: 160\text{万円} \times 1/2 = 80\text{万円}\end{aligned}$$

詳しくは国税庁
ホームページをご覧ください！



国 稅 庁 ホ ー ム ペ ー ジ
タ ッ ク ク ス ー ア ム ン ベ サ ジ
(ょ く く あ ー ー ー ン ー ザ ー)



満期保険金等
を受け取った時



死亡保険金を
受け取った時



書かない 確定申告 // マイナンバーカードで 自宅からe-Tax



メリット たくさん♪

自宅から
申告可能



24時間
利用可能



受信通知から
いつでも内容確認



すでに
約4人中3人が
e-Taxで
申告しています!!

添付書類
提出不要



※一部の書類を除きます
イメージデータによる提出も可能

早期還付
(3週間程度で還付)



※画面提出の場合は
1か月~1か月半程度で還付

スマホでも
できちゃう♪



作成コーナー



マイナポータル連携
の詳細はこちら



- ✓ 確定申告書等作成コーナーなら金額等を
入力するだけで自動計算で申告書が完成！
- ✓ マイナポータル連携で給与、ふるさと納税、
医療費等が自動入力できる！
※ご利用には事前準備が必要です



申告に困ったときは

► 動画で見る確定申告

確定申告書等作成コーナーの
操作方法などを動画でご案内



► チャットボット「ふたば」

質問事項を入力するか、
メニューから選択いただくと、
税務職員ふたばが回答

